

## 改正フロン・回収破壊法の政令・省令の内容

**特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令**

改正法により、主務大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、新たに、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者及び第一種フロン類引渡受託者に対し、フロン類の引渡しの実施の状況等について報告を求めることができ、また、その職員に、これらの者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとされた。

このため、都道府県知事は、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者及び第一種フロン類引渡受託者に対し報告徴収を求めることができ、またその職員にこれらの者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとする。

## 1．報告徴収の対象及びその内容について

都道府県知事は、以下の者に対し、以下の事項について報告徴収を求めることができるものとする。

## (1) 第一種特定製品整備者

フロン類の回収の委託又は引渡しの実施の状況

## (2) 第一種特定製品廃棄等実施者

フロン類の引渡しの実施の状況

法第十九条の三第一項に規定する書面の交付及び当該書面の写しの保存に関する事項

委託確認書の交付及び委託確認書の写しの保存に関する事項

法第十九条の三第四項に規定するフロン類の引渡しの再委託について承諾する旨を記載した書面の交付及び当該書面の写しの保存に関する事項

引取証明書及び引取証明書の写しの保存に関する事項

## (3) 第一種フロン類引渡受託者

法第十九条の三第四項に規定するフロン類の引渡しの再委託について承諾する旨を記載した書面の保存に関する事項

委託確認書の回付及び委託確認書の写しの保存に関する事項

引取証明書の保存に関する事項

## (4) 第一種フロン類回収業者

フロン類の引取り、引渡し、回収又は運搬の実施の状況

## 引取証明書の交付並びに引取証明書の写しの保存及び送付に関する事項

### 2. 立入検査の対象及びその対象物について

都道府県知事は、以下の者の事務所又は事業所に立ち入り、以下のものを検査させることができることとする。

#### (1) 第一種特定製品整備者

第一種特定製品整備者の事務所又は事業所に立ち入り、その整備に係る第一種特定製品及び関係帳簿書類を検査

#### (2) 第一種特定製品廃棄等実施者

第一種特定製品廃棄等実施者の事務所又は事業所に立ち入り、その廃棄又は譲渡に係る第一種特定製品及び関係帳簿書類を検査

#### (3) 第一種フロン類引渡受託者

第一種フロン類引渡受託者の事務所又は事業所に立ち入り、関係帳簿書類を検査

## 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則

### 1. 行程管理制度の創設に伴う書面の手続き、記載事項、保存期間の追加（第5条の2等として追加）

改正法により、廃棄等実施者は、フロン類の引渡しを自ら回収業者に引き渡す場合や他の者に委託する場合には、必要な事項を記載した書面を交付しなければならないこととし、また、フロン類を引き取った回収業者は、引き取りを証する書類を廃棄等実施者等に交付しなければならないなど、フロン類の引渡委託が曖昧にならない措置を講じることとした（行程管理制度）。これに伴い、書面の交付、回付の手続、記載事項、保存期間等を以下のとおり定めるものとする。

#### (1) 法第19条の3第1項の書面の交付手続及び記載事項について

書面の交付は次により行うものとする。

引渡しを受ける第一種フロン類回収業者が2以上である場合にあっては、第一種フロン類回収業者ごとに交付すること。

引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所が書面に記載された事項に相違がないことを確認の上、交付すること。

フロン類を第一種フロン類回収業者に引き渡す際に交付すること。

書面の記載事項は次のとおりとする。

当該書面の交付年月日  
引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の所在  
引渡しを受ける第一種フロン類回収業者の登録番号

注：一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所  
二 引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数  
三 引渡しを受ける第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所  
の記載については、法律に規定

(2) 法第19条の3第2項の委託確認書の交付手続及び記載事項について  
委託確認書の交付は次により行うものとする。

引渡しの委託を受けた者が2以上である場合にあっては、引渡しの委託を受けた者ごとに交付すること。

引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数並びに引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項に相違がないことを確認の上、交付すること。

委託確認書の記載事項は次のとおりとする。

当該書面の交付年月日  
引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の所在

注：一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所  
二 引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数  
三 引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所  
の記載については、法律で規定

(3) 法第19条の3第3項の書面の保存期間について

第一種特定製品廃棄等実施者が交付した書面の写し又は第一種フロン類引渡受託者が交付を受けた書面の保存期間は、3年とする。

(4) 法第19条の3第4項の書面の記載事項及び保存期間について

フロン類の引渡しを再委託する場合において第一種特定製品廃棄等実施者が交付する承諾する旨を記載した書面に記載する事項は次のとおりとする。

第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所

引渡しを委託したフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数

引渡しを委託したフロン類が充てんされている第一種特定製品の所在

フロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする第一種フロン類引渡受託者の氏名又は名称及び住所

承諾の年月日

第一種フロン類引渡受託者からフロン類の引渡しの再委託を受けた者（第一種フロン類引渡再受託者）の氏名又は名称及び住所

の再委託について承諾する旨を記載した書面及び書面の写しの保存期間は、3年とする。

(5) 法第19条の3第5項の委託確認書の回付手続及び追記事項について再委託時の委託確認書の回付は次により行うものとする。

引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類引渡再受託者の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項と相違がないことを確認の上、回付すること。

法第19条の3第4項の規定により交付を受けた再委託について承諾する旨を記載した書面の写しを添付し、回付すること。

第一種フロン類引渡受託者がフロン類の引渡しを再委託する際の委託確認書の追記事項は次のとおりとする。

第一種フロン類引渡再受託者の氏名又は名称及び住所  
当該委託確認書の回付年月日

(6) 法第19条の3第6項の委託確認書の回付手続及び追記事項について委託確認書の回付は次により行うものとする。

引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項に相違がないことを確認の上、回付すること。

法第19条の3第4項の規定に基づくフロン類の引渡しの再委託が行われた場合には、同項の規定により交付を受けた再委託について承諾する旨を記載した書面の写しを添付し、回付すること。

委託確認書を第一種フロン類回収業者に回付する際の追記事項

当該委託確認書の回付年月日

引渡しを受ける第一種フロン類回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号

(7) 法第19条の3第7項の委託確認書の保存期間について

第一種フロン類引渡受託者の委託確認書の写しの保存期間は、3年とする。

(8) 法第20条の2第1項及び第2項の引取証明書の交付手続及び記載事項について第一種特定製品廃棄等実施者に交付する引取証明書の記載事項は次のとおりとする。

第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所

引き取ったフロン類が充てんされていた第一種特定製品の種類及び数  
( 1 ) において記載した、引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の所在  
第一種フロン類回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号  
当該引取証明書の交付年月日  
フロン類の引取りを終了した年月日  
引き取ったフロン類の種類ごとの量

なお、法第 20 条の 2 第 2 項の規定により交付する場合には、上記に加え、以下の事項も記載することとする。

第一種フロン類引渡受託者の氏名又は名称及び住所

引取証明書の交付は次により行うものとする

フロン類の回収後速やかに交付すること。

引き取ったフロン類が充てんされていた第一種特定製品の種類及び数並びに第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所が引取証明書に記載された事項に相違がないことを確認の上、交付すること。

第一種フロン類回収業者の引取証明書の写しの保存期間は、3 年とする。

( 9 ) 法第 20 条の 2 第 3 項の引取証明書の保存期間について

廃棄等実施者の引取証明書又は引取証明書の写しの保存期間は、3 年とする。

( 10 ) 法第 20 条の 2 第 4 項の引取証明書の交付又は引取証明書の写しの送付を受けない場合の都道府県知事への報告の期限及びその報告方法について

引取証明書の交付又は引取証明書の写しの送付を受けない場合の都道府県知事への報告の期限は書面又は委託確認書の交付の日から 30 日とする。ただし、建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事の契約に伴い委託確認書を交付する場合には、委託確認書の交付の日から 90 日とする。

都道府県知事への報告は、速やかに法第 19 条の 3 第 1 項の規定により交付した書面の写し（又は法第 19 条の 3 第 2 項の規定により交付した委託確認書の写し）を提出して行うものとする。

( 11 ) 法第 20 条の 2 第 5 項の引取証明書の保存期間について

第一種フロン類引渡受託者の引取証明書の保存期間は、3 年とする。

2 . 第一種フロン類回収業者の記録等に係る施行規則の改正（第 9 条、第 11 条）

改正法により、新たに第一種特定製品整備時及び再資源化目的譲渡時のフロン類回収が義務化されたことから、これらについても回収量等に関する記録を作成・保存するとともに、都道府県知事への報告の対象とするものである。

これに伴い、再資源化目的譲渡時を廃棄時の概念に加えるための所要の改正を行う。

(1) 整備時又は廃棄時における帳簿の記載事項について、以下の事項を追加する(第9条)

整備時におけるフロン類を回収した年月日、当該回収に係る第一種特定製品の種類及び台数並びに回収したフロン類の量(回収後に冷媒として再充てんした量を除く)について、機器の廃棄等実施時のフロン類回収と同様に記載

第一種特定製品の整備が行われる場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合の別

整備時には、整備者の氏名、整備発注者の氏名

整備発注者、整備者、廃棄等実施者の住所

(2) 都道府県知事への報告事項として、以下の事項を追加する(第11条)

整備時におけるフロン類を回収した第一種特定製品の種類ごとの台数、回収したフロン類の量(回収後に冷媒として再充てんした量を除く)

整備時における年度当初に保管していたフロン類の量

整備時におけるフロン類破壊業者に引き渡したフロン類の量

整備時における自ら再利用したフロン類の量

整備時における施行規則第7条に規定する場合において引き渡したフロン類の量

整備時における年度末に保管していたフロン類の量

これらについて、廃棄等が行われる場合とは分けて報告することとする。

また、上で述べた事項を記載できるよう、様式第3の改正を行う。

### 3. その他

(1) 第一種特定製品の種類(第1条第3項)の変更

第一種特定製品の種類(第1条第3項)を以下のとおり変更する。

#### 【現行規則】

一 エアコンディショナー(第三号に該当するものを除く。)

二 冷蔵機器及び冷凍機器(次号に該当するものを除く。)

三 フロン類の充てん量が五十キログラム以上の第一種特定製品

#### 【改正案】

一 エアコンディショナー

二 冷蔵機器及び冷凍機器

なお、法第9条第2項の第一種フロン類回収業者の登録の申請に際して主務省令で定める基準（施行規則第3条）は残すこととする。このため、法第9条第2項第5号のその他主務省令で定める事項として、「回収しようとするフロン類の種類ごとに、フロン類の充てん量が五十キログラム以上の第一種特定製品の回収を行おうとする場合にはその旨」を追加するとともに、第四条に規定する軽微な変更についても改正の前後で内容に変更が生じないように必要な改正を行う。

(2) 立入検査の身分証明書（第24条）の様式の変更について

立入検査の身分証明書について、写真を貼付する等の変更を行うこととし、様式8の改正を行う。

(3) 施行日

平成19年10月1日とする。

**特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令**

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）第19条の2第1項の規定に基づき、建築物の解体工事を請け負おうとする建設業を営む者に対して、当該建築物中に設置されている第一種特定製品の設置の有無について確認をし、確認結果を、当該解体工事を発注しようとする者に対して書面にて説明しなければならないこととした。

記載事項は次のとおりとする。

書面の交付年月日

特定解体工事元請業者の氏名又は名称及び住所

特定解体工事発注者の氏名又は名称及び住所

解体工事の名称及び場所

第一種特定製品の設置の有無

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 等

法改正に伴い新たに規定された、民間事業者等が行う保存等（保存、作成、縦覧等又は交付等）の行為について、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十七年政令第八号）第二条第一項の規定に基づ

き、電磁的方法により行うことができるようにする。

また、電磁的方法による保存をする場合については、民間事業者等が確保するよう努めなければならない基準を告示にて定める。